お知らせページ

税務課より

前納報償金制度のお知らせ

税務行政について、常々格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。前納報償金は地方税法第三二一条及び第三六五条に規定されてありますとおり、納税者は納付額の内、納期に係る金額の税金を納付する場合はおいて、納期后の納期に係る納付額の税金をあわせて納付することにより前納報償金を交付いたします。但し当該納税者が未納（滞納税金）を納付しない場合は交付いたしません。

例題（固定資産税額一万円の場合）

期別	納期	率	報償金
一期	4月30日迄	0	○円
二期	7月31日迄	$\frac{3}{100}$	七五円
三期	9月30日迄	$\frac{5}{100}$	一二五円
四期	11月30日迄	$\frac{7}{100}$	一七五円

◎右の例題は四月三十日迄に一期分に「二期」「三期」「四期」分をあわせて納入した場合の前納報償金の交付額です。

◎村県民税、国民健康保険税についてもそれぞれ納期において前納した場合のみ報償金は交付されるものです。

◎固定資産税については五月、六月、八月、十月は納期ではありませんので前納報償金は交付いたしません。

◎村県民税については七月、九月、十一月は納期ではありませんので前納報償金は交付いたしません。

◎税金は必ず納期限内に納めましょう。

企画室より

電話局からおねがいと注意

◎電話の移転は早めに電話局へ

これからあたたかくなりますと、住宅や店舗の新築、改築などで電話機の移転をされる方が多くなります。

移転の工事等は1週間か10日位前に電話局へお申し出ください。

急にお申し出になっても希望日時にそいかねる場合があります。

◎電話機回転台の購入・私製電話帳の広告に注意

最近農村部を中心に電話機台（回転式）を不当は売込を行なっている業者がありますが電話局とは全く関係がありませんので注意

??????????????????????

前納報償金は交付いたしません。

◎国民健康保険税については八月、九月、十一月は納期ではありませんので前納報償金は交付いたしません。

◎税金は必ず納期限内に納めましょう。

してください。

なお電々公社と、まぎらわしい名称の業者が広告掲載を勧誘し料金を請求するという事例がありますがこれも公社とはまったく関係がありませんのでご注意ください。

電々公社では、その場で直接現金をいただいたり郵便振替用紙での送金をお願いすることはありませんので念のためお知らせいたします。

白根電報電話局

納期のおしらせ

昭和48年度の納税通知書が届いていることと存じます。

4月納期の村税は次のとおりです。30日まで納めて下さい。

固定資産税	第1期
経自動車税	全期
国民健康保険税	第1期

税務課

花だより

初夏を思わせる今日此頃、中之口川沿い堤防の桜も満開になりました。

最近は車で走り、他町村の花ばかり見て楽しんでいる者が多く、地元でもこんなに沢山の桜が美しく咲き皆様のお出でを待っているかのようです。

お昼休みの一ときを是非堤防の桜で楽しんで下さい。

住民課より

交通災害共済加入ありがとう御座居ました

昭和四十八年度交通災害共済加入について皆様の御理解により多数加入下さいましてありがとう御座居ました。厚く御礼申し上げます。部落別の加入状況は左の通りでありますのでお知らせ致します。

部落名	人口	加入者数	加入率
大別当	四六九	二八一	六〇%
月潟	一三五一	一〇三七	六七%
西蒲場	三六二	二二〇	六〇%
上曲通	三八九	一七一	四四%
下曲通	一六八	一〇〇	五九%
東長嶋	二三八	一八三	七七%
木滑	三八二	一八八	四九%
釣寄	二二二	一五三	六九%
釣寄新	九〇	五八	六四%
合計	三八七一	二三九一	六二%

おめでた　おくやみ

三月一日～三月三十一日受理

◎生れた人

氏名	保護者	部落
阿部好子	利弘	月潟
小林麻子	正義	大別当
関根美弥	浄衛	月潟
塩浦聡	満	釣寄新
岩本毅	正良	月潟

◎およこび

氏名		世帯主	部落
丸山政由喜	松衛	白根市	
曽山ハルイ	弥市郎	釣寄	
長谷川三男志	三男志	下田村	
長谷川アサ子	啓二郎	月潟	

◎亡くなった人

氏名	齢	世帯主	部落
阿部トメヨ	(65)	清松	月潟
滝沢ナカ	(76)	峰一	大別当